株式会社中央プロパティー、相続不動産売却オンライン相談サービスの開始

相続不動産の売買仲介を行うCENTURY21 中央プロパティー（代表：松原昌洙、本社：東京都千代田区丸の内1丁目6番5号）は、2023年12月1日
より相続不動産売却オンライン相談サービスを開始しました。

■相続不動産売却オンライン相談サービス提供の背景
中央プロパティーは、相続不動産を専門に扱う不動産仲介会社です。
当社では、相続不動産に関してお客様の抱えるトラブル解決から売却契約締結までの一連を丸ごと無料でサポートしています。その中でお客様のトラブルの詳細をお伺いしたり、不動産の査定に必要な提出書類を確認したりする目的で、以前よりお客様との直接の面談制度を設けていました。

面談に向けてお客様とやり取りさせていただく中で、「東京都以外に住んでいるため直接の来店が難しい」「時間がないのでオンラインで面談ができないか」との要望を多数頂いておりました。

また、コロナ渦を経て、AI査定や公式LINEの導入など、お客様とWEB上でコミュニケーションが行えるツールを積極的に導入しており、面談に関しても同様にWEB上のコミュニケーションツールを導入するべきと考えておりました。

そんな当社の想いやお客様からの要望にお応えしたいという考えから、相続不動産の売却に特化した“オンライン相談サービス”が誕生いたしました。

■相続不動産売却オンライン相談サービス提供の特徴
①当社専属の弁護士も紹介のオンライン相談に参加
不動産の売却時の面談や売買契約締結を行う際、通常は弁護士は同席しません。しかし、当社には社内法務部に常駐の弁護士が在籍しており、オンラインの場合でも初回の面談から売却契約時まで弁護士が同席し、徹底フォローしております。
相続トラブルの解決にあたっては、不動産や法律の知識が必要不可欠です。
初回のご相談から弁護士が同席することで、専門家の視点から個々の状況に応じた解決策の提案を行うことが可能です。

②相続不動産のプロフェッショナルが具体的なアドバイスを提案
当社は10年以上、相続不動産を専門に取り扱っており、相続トラブルの解決から売却までの数多くの経験・ノウハウがあるため、お客様窓口の担当がそれぞれ具体的なアドバイスを行うことが可能です。
また当社は相続不動産に詳しい司法書士、税理士、会計士、不動産鑑定士などの専門家とも提携しておりますので、未登記物件や法人の物件、複雑化したトラブルなど様々なケースに対応できます。

③土日祝日でも対応
お客様の中には平日は忙しく面談が難しい方もいらっしゃいます。当社は、平日以外の土日祝日でも同じ時間帯で面談を行っております。なかなか時間がとれずご相談が難しいといったお客様にもご相談いただける機会になればと考えております。

■【オンライン面談】ご相談は無料・土日祝も対応しています
費用：無料
面談対応時間：9:00～19:00（土日祝も対応）
不動産対象エリア：全国対応
使用ツール：zoom※他にご希望のツールがある場合はご相談ください。

★面談ご希望のお客様は、以下のサイトをご覧くださいませ。
https://www.c21-motibun.jp/contact/

■中央プロパティーについて
当社CENTURY21 中央プロパティーは相続不動産の売買に特化した専門企業です。
不動産の相続時、しばしばトラブルとなる共有持分、借地権、底地の課題解決と売買を専門に取り扱っております。
時代とともに多様化するライフスタイルに合わせて、私たちはお客様の声を事業の芯に置き、変化し続けるニーズにお応えすべく多彩な取り組みを積極的に進めて参ります。

相続不動産専門メディア やさしい共有持分
https://www.c21-motibun.jp/

相続不動産専門メディア やさしい借地権
https://www.century21-sell.jp/

■問い合わせ先
会社名 ：株式会社中央プロパティー(英語名：Chuo Property Co.,Ltd)
代表取締役：松原昌洙
所在地 ：東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
丸の内北口ビルディング23F
事業内容 ：不動産エージェント事業
不動産ソリューション事業
不動産流動化事業
ファシリティマネジメント事業
資本金 ：8,000万円
公式サイト：https://www.chuou-p.co.jp/

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com